

## 第67回 定時株主総会 招集ご通知

明治電機工業株式会社

証券コード：3388

### 目次

ごあいさつ	1
招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
事業報告	11
連結計算書類	24
計算書類	26
監査報告	28

### 日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時

### 場所

名古屋市中村区亀島二丁目13番8号  
明治電機工業株式会社 本社  
本館地下1階明治ホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 議案

第1号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件  
第2号議案：補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

# ごあいさつ



## 経営理念

## 信 頼

すべては人から始まる  
お客様と共に  
従業員と共に  
社会と共に

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第67回定時株主総会招集ご通知をお届けさせていただくにあたり、ひと言ごあいさつ申し上げます。

当社を取り巻く環境は、ウクライナ紛争の長期化やエネルギー価格高騰によるインフレの加速、各国の金融引き締めによる海外経済の減速などを受け、日本経済はいまだ不透明感が残っているものの、供給制約の緩和を背景に、消費財の生産や設備投資が徐々に回復するなど明るい兆しが見えてまいりました。

こうした状況のなか、当社では、VISION2030の第1ステージである第10次中期経営計画を推進しており、「Mission for Smile～みんなに笑顔を届けよう」というスローガンのもと、主要施策に取り組んでまいりました。水素ステーションの建設、純水素型燃料電池発電機の開発・製造などの水素ビジネスや、お客様の脱炭素実現に向けた商材提供にも注力しており、それらの引き合いや受注をいただくなど少しずつではありますが成果が出始めております。

第67期（2023年3月期）につきましては、主要ユーザーであります自動車、セラミック、電気・電子・半導体、工作機械関連企業向けの販売が堅調に推移し、2期連続の増収増益となりました。期末配当は当期業績の状況を勘案し、当初予想の28円から4円増配の32円とさせていただきます。

第68期（2024年3月期）につきましても、3期連続増収増益の必達はもちろんですが、IR活動においても、多くの投資家の皆様に「明治電機工業」を知ってもらい、理解してもらい、魅力を感じてもらい、そして「明治電機が大好きです」と言ってもらえるよう積極的にアピールしてまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月

代表取締役社長 **杉 脇 弘 基**

株主各位

証券コード 3388  
2023年6月5日  
名古屋市市中村区亀島二丁目13番8号  
明治電機工業株式会社  
代表取締役社長 杉脇 弘基

## 第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

[https://www.meijidenki.co.jp/ja/ir/general\\_meeting.html](https://www.meijidenki.co.jp/ja/ir/general_meeting.html)



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「明治電機工業」又は「コード」に当社証券コード「3388」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（4～5頁）をご参照いただき、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2023年6月27日（火曜日）午前10時	
<b>2 場 所</b>	名古屋市中村区亀島二丁目13番8号 明治電機工業株式会社 本社（本館地下1階明治ホール） （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）	
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b>	1. 第67期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第67期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
	<b>決議事項</b>	<b>第1号議案</b> 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 <b>第2号議案</b> 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
<b>4 招集にあたっての決定事項</b>	(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。	

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト（2頁）において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
3. 株主様の書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
4. 電子提供措置事項を記載した書面は、法令及び当社定款第16条に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
5. 本株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月27日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）  
午後5時30分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

議決権行使書	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
議決権行使書	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
議決権行使書	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
議決権行使書	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
議決権行使書	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

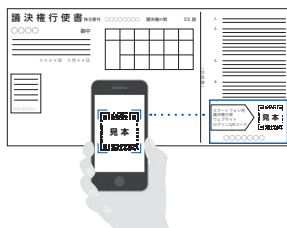


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

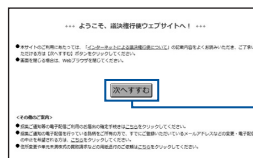
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

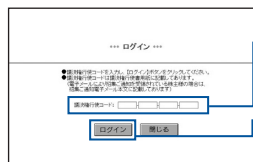
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

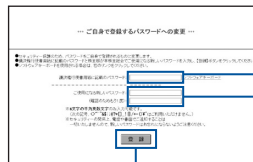
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）林正弘、杉脇弘基、舟橋範及び佐合俊治の各氏が、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役全員で構成される指名委員会の答申を経ております。

また、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者につき適任であると判断しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	はやし まさひろ 林 正弘 (1955年1月25日)	1977年3月 当社入社 2000年6月 当社執行役員 2001年4月 当社執行役員海外事業本部長 2001年7月 当社常務執行役員海外事業本部長 2003年5月 当社常務執行役員顧客営業本部長兼海外事業本部長 2003年6月 当社取締役常務執行役員顧客営業本部長兼海外事業本部長 2006年4月 当社代表取締役副社長 2012年6月 当社代表取締役社長 2021年6月 当社取締役会長（現任）	361,000株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 林正弘氏は、長年にわたり代表取締役社長として経営全般を担い、当社の持続的成長と企業価値の向上に貢献してまいりました。そこで培われた豊富な経験と実績から、優れた経営判断能力を有しており、当社の経営の意思決定及び経営の執行の監督を適切に遂行ことができると考え、引き続き取締役候補者としたものであります。		
2 再任	すぎわき ひろき 杉脇 弘基 (1964年10月27日)	1987年4月 当社入社 2012年4月 MEIJI CORPORATION取締役社長 2014年7月 当社執行役員 2017年4月 当社執行役員第1営業本部長 2019年4月 当社執行役員企画管理本部長 2020年4月 当社執行役員 2020年6月 当社取締役 2021年6月 当社代表取締役社長（現任）	15,500株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 杉脇弘基氏は、代表取締役社長就任後、当社の持続的成長と中長期の企業価値の向上を図るためのVISIONを掲げ、それに基づく経営計画を策定し、強いリーダーシップを発揮してその実現に取り組んでおります。これらの経営トップとしての優れた経営判断能力、胆力、実行力に照らし、当社の経営の意思決定及び経営の執行の監督を適切に遂行できると考え、引き続き取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	ふなはし つとむ <b>舟橋 範</b> (1960年5月14日)	1983年3月 当社入社 2008年6月 当社執行役員 2010年4月 MEIJI CORPORATION取締役社長 2011年4月 当社執行役員国際事業本部長 2012年4月 当社執行役員企画管理本部長 2012年6月 当社取締役企画管理本部長 2017年6月 当社代表取締役専務企画管理本部長 2019年4月 当社代表取締役専務 2020年4月 当社代表取締役専務企画管理本部長（現任）	83,000株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 舟橋範氏は、長年にわたり企画管理部門のトップとして経営を担っており、主にガバナンスの確立と発展においてその能力を最大限発揮して、当社の持続的成長と企業価値の向上に貢献してまいりました。そこで培われた豊富な経験と実績から、優れた経営判断能力を有しており、当社の経営の意思決定及び経営の執行の監督を適切に遂行できると考え、引き続き取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	さごう しゅんじ <b>佐合 俊治</b> (1961年2月28日)	1983年3月 当社入社 2008年6月 当社執行役員 2011年4月 当社執行役員第1営業本部長 2012年6月 当社取締役第1営業本部長 2014年4月 当社取締役ソリューション事業本部長 2016年6月 当社常務執行役員ソリューション事業本部長 2017年4月 MEIJI CORPORATION取締役社長 2019年4月 当社常務執行役員第1営業本部長 2021年6月 当社取締役第1営業本部長 2023年4月 当社取締役（現任）	76,000株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 佐合俊治氏は、長年にわたり営業部門のトップとして経営を担っており、事業の推進と実現においてその能力を最大限発揮して、当社の持続的成長と企業価値の向上に貢献してまいりました。そこで培われた豊富な経験と実績から、優れた経営判断能力を有しており、当社の経営の意思決定及び経営の執行の監督を適切に遂行できると考え、引き続き取締役候補者としたものであります。		



候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 新任	みずお えり 水尾 衣里 (1959年9月9日)	1994年4月 名古屋女子文化短期大学（現名古屋文化短期大学）助教授 2003年4月 名城大学人間学部助教授 2009年4月 同大学人間学部教授（現任） 2014年1月 愛知県環境審議会委員（現任） 2019年12月 日本放送協会（NHK）経営委員会経営委員（現任） 2021年2月 日本放送協会（NHK）監査委員会監査委員（現任） （重要な兼職の状況） 愛知県環境審議会委員 日本放送協会（NHK）経営委員会経営委員 日本放送協会（NHK）監査委員会監査委員	一株
		<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>水尾衣里氏は、長年にわたり環境学に関する広範かつ専門的な知識と産官学界にわたる深い造詣等に基づいて、主に環境保全などに取り組んでまいりました。また、日本放送協会（NHK）において、経営方針や予算・事業計画などの決定、さらには執行部の職務執行の監督及び監査を行っております。そこで培われた豊富な経験と実績に基づき、社会的課題の解決を目指す当社の経営の意思決定及び経営の執行の監督について、独立した客観的な立場から幅広く助言・提言をいただくと考え、取締役候補者としたものであります。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において、客観的・中立的立場で監督機能を果たしていただく予定です。なお、同氏は社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 水尾衣里氏は、社外取締役候補者です。
3. 当社は、水尾衣里氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項及び定款第32条の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」（19頁）に掲載のとおりであります。水尾衣里氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 水尾衣里氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

## <ご参考>取締役のスキル・マトリックス

当社は、「日本のものづくりを強くする」という事業指針及び「信頼 すべては人から始まる お客様と共に 従業員と共に 社会と共に」という経営理念の下、その時々々の経営環境及び課題に即して策定する経営戦略を実現するために相応しい知識・経験・能力を有する者を取締役として選任することとしております。

具体的には、取締役のスキルとして、「企業経営」、「当社の事業（営業、技術、品質、海外、環境）・業界」、「企画・管理（企画、人事・労務、IT）」、「専門性（財務・会計、法務・コンプライアンス）」に関する知識・経験・能力が重要と考えており、それぞれの取締役が相乗・補完することで取締役会全体としてその役割・責務を実効的に果たすことができる体制であることが必要と考えております。

上記を踏まえた各取締役のスキル・マトリックスは次のとおりです。

氏名	性別	属性	地位	企業経営	事業・業界	企画・管理	財務・会計	法務・コンプライアンス
林 正 弘	男性		取締役会長	◎	○			
杉 脇 弘 基	男性		代表取締役社長	◎	◎	○		
舟 橋 範	男性		代表取締役専務	○	○	◎	◎	
佐 合 俊 治	男性		取締役	○	◎			
水 尾 衣 里	女性	社外・独立	取締役	◎	○			○
足 立 秀 一	男性		取締役（監査等委員）	○	◎			○
奥 野 信 宏	男性	社外・独立	取締役（監査等委員）		◎			○
成 田 龍 一	男性	社外・独立	取締役（監査等委員）			○		◎
鬼 頭 肇	男性	社外・独立	取締役（監査等委員）				◎	○

(注) 「◎」は、その地位・役割において、特に重視するものであります。各人の有する全ての知識・経験及び能力を表すものではありません。

## 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

常勤の監査等委員である取締役を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
おおよぶ かずあき 大藪 一彰 (1965年2月25日)	1987年4月 当社入社 2014年7月 当社執行役員 2016年4月 当社執行役員第4営業本部長 2021年4月 当社執行役員第2営業本部長(現任)	9,000株

### 【補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由】

大藪一彰氏は、当社において長年にわたり営業部門の執行役員として経営を担っており、そこで培われた豊富な経験と幅広い知識から、経営の執行の監督及び監査を遂行できると考え、補欠の監査等委員である取締役候補者としたものであります。

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」(19頁)に掲載のとおりであります。大藪一彰氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

# 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のオミクロン変異株による急速な再拡大が進みましたが、制限緩和による社会経済活動の正常化に向けた動きが見られ、感染法上の分類見直しが決定されるなどウィズコロナに向けた動きが加速し、景気は緩やかに持ち直しました。世界経済におきましては、ウクライナ紛争の長期化やエネルギー価格高騰によるインフレの加速、各国の金融引き締めによる景気の鈍化が継続しており、依然として先行き不透明な状況にあります。

当社グループの主要ユーザーである自動車関連企業におきましては、半導体不足により大幅な増産が難しい状況が残る中、生産台数は昨年比では回復基調にあり、次世代モビリティ開発における国際市場での競争優位性の強化に向けての投資についても堅調に推移しました。電気・電子・半導体関連企業におきましては、中国のスマートフォン市場の需要が落ち込みを見せる一方で、電気自動車や自動運転の普及に伴う車載電装品への投資は堅調に推移しました。工作機械・産業機械関連企業におきましては、自動化・省人化や脱炭素関連の設備需要は底堅く、生産動向は好調に推移しました。

こうした中、当社グループにおきましては、「新たな価値創造」と「自ら考え考動する」を基本方針とした第10次中期経営計画（2021年度～2023年度）に基づき、自動車ビジネス強化に向けた体制整備、ものづくりにおけるカーボンニュートラルへの貢献、エンジニアリング事業の競争力強化などの主要施策に取り組みました。

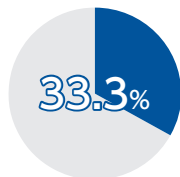
当連結累計期間においては、当社グループの顧客における投資意欲は高く、受注は堅調に推移しました。また半導体・部材の供給制約による当社取り扱い商品の納期遅延は継続しておりますが、第4四半期には解消に向かい、加えて大型設備案件の売上の集中もあり、増収増益への大きな推進力となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は70,947百万円（前期比4.7%増）、営業利益は2,724百万円（前期比35.6%増）、経常利益は3,050百万円（前期比25.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,191百万円（前期比23.1%増）となりました。

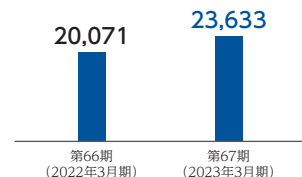
この売上高を主要商品の別に示すと次のとおりであります。

**制御機器** 売上高 **23,633**百万円 (前期比17.7%増)

売上構成比



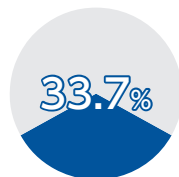
売上高 (単位: 百万円)



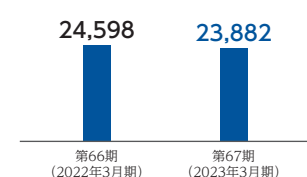
制御機器は、当社グループの主力取扱商品で、主に自動車、電気・電子・半導体、工作機械・産業機械関連企業向けの販売が増加したことから、売上高は23,633百万円(前期比17.7%増)となりました。

**産業機器** 売上高 **23,882**百万円 (前期比2.9%減)

売上構成比



売上高 (単位: 百万円)



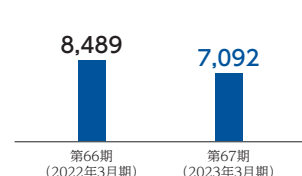
産業機器は、自動車関連企業向けの大型設備案件が減少し、売上高は23,882百万円(前期比2.9%減)となりました。

**計測機器** 売上高 **7,092**百万円 (前期比16.5%減)

売上構成比



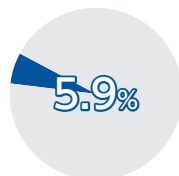
売上高 (単位: 百万円)



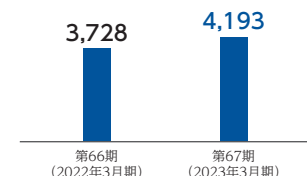
計測機器は、自動車関連企業向けの大型設備案件が減少し、売上高は7,092百万円(前期比16.5%減)となりました。

**電源機器** 売上高 **4,193**百万円 (前期比12.5%増)

売上構成比



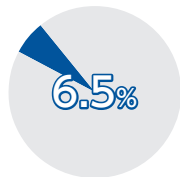
売上高 (単位: 百万円)



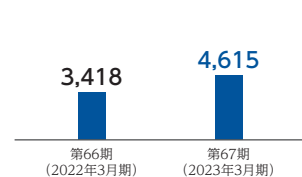
電源機器は、自動車、工作機械・産業機械関連企業向けの販売が増加し、売上高は4,193百万円(前期比12.5%増)となりました。

**実装機器** 売上高 **4,615**百万円 (前期比35.0%増)

売上構成比



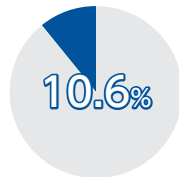
売上高 (単位: 百万円)



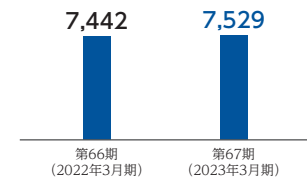
実装機器は、自動車関連企業向けの大型設備案件が増加し、売上高は4,615百万円(前期比35.0%増)となりました。

**その他** 売上高 **7,529**百万円 (前期比1.2%増)

売上構成比



売上高 (単位: 百万円)



上記5品目以外においては、売上高は7,529百万円(前期比1.2%増)となりました。

② 設備投資等の状況

当社グループが当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、1,045百万円であります。その主なものは、豊田支店の新社屋建設（578百万円）及び本社基幹システムの構築（349百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中における必要な資金は、自己資金及び金融機関からの借入金で充ちいたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

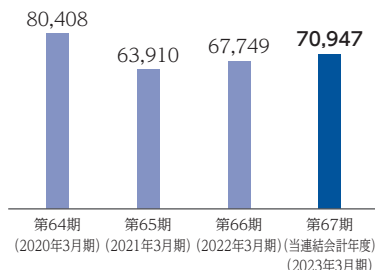
⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

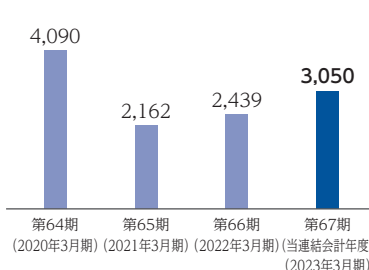


## (2) 財産及び損益の状況の推移

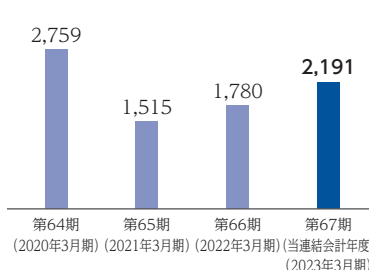
**売上高** (単位：百万円)



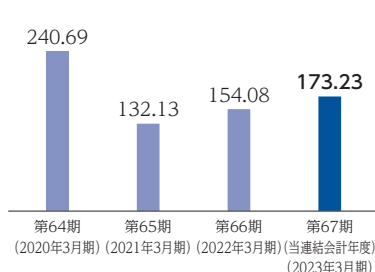
**経常利益** (単位：百万円)



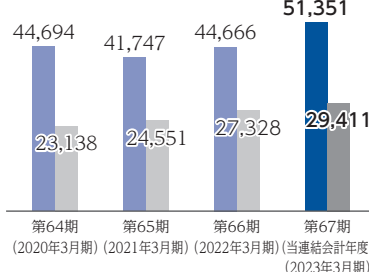
**親会社株主に帰属する当期純利益** (単位：百万円)



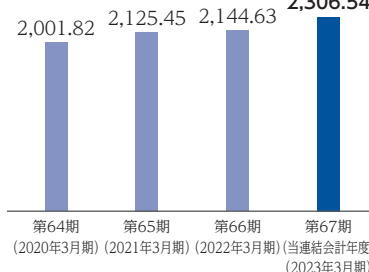
**1株当たり当期純利益** (単位：円)



**総資産/純資産** (単位：百万円)



**1株当たり純資産** (単位：円)



		第64期 (2020年3月期)	第65期 (2021年3月期)	第66期 (2022年3月期)	第67期 (当連結会計年度 (2023年3月期))
売上高	(百万円)	80,408	63,910	67,749	70,947
経常利益	(百万円)	4,090	2,162	2,439	3,050
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,759	1,515	1,780	2,191
1株当たり当期純利益	(円)	240.69	132.13	154.08	173.23
総資産	(百万円)	44,694	41,747	44,666	51,351
純資産	(百万円)	23,138	24,551	27,328	29,411
1株当たり純資産	(円)	2,001.82	2,125.45	2,144.63	2,306.54

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第66期の期首から適用しております。

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
名電エンジニアリング株式会社	25百万円	100.0	電気機器の設計・製造・販売
エム・ディーマシナリー株式会社	10百万円	100.0	機械装置の設計・製造・販売
MEIJI CORPORATION	10万米ドル	100.0	電気機器の販売
MEIJI UK LTD.	20万英ポンド	100.0	電気機器の販売
Meiji (Thailand) Co.,Ltd.	600万バーツ	48.9	電気機器の販売
明治電機商業（上海）有限公司	50万米ドル	100.0	電気機器の販売

(注) 2022年9月16日付で、当社は、MEIJI UK LTD.の全株式を、MEIJI CORPORATIONから譲受けました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、「新たな価値創造」と“自ら考え考動する”を基本方針とした、第10次中期経営計画（2021年度～2023年度）に基づき、お客様の変化に応じた新たな価値創造・価値提供を目指してまいります。また、2023年5月15日公表の「2023年3月期 決算短信」にて掲げました、2024年3月期の連結業績予想を当面の目標とし、全力を挙げて取り組んでいく所存です。

第10次中期経営計画における主要な戦略課題につきましては、以下のとおりであります。

- ① 自動車ビジネス強化に向けた体制整備  
東日本エリアにおける体制整備、事業戦略室を中心に成長戦略を立案
- ② ものづくりにおけるカーボンニュートラルへの貢献  
お客様の工場CO2削減提案、水素ビジネスの拡大
- ③ エンジニアリング事業の競争力強化  
システム案件対応力、検査機・専用機ビジネスの強化
- ④ 海外ビジネスの拡大  
海外拠点に対する支援の強化、協業メーカーの探索
- ⑤ 新たな価値創造に向けた経営基盤の確立  
営業力・営業技術力強化、DX推進、社内活性化など

**(5) 主要な事業内容** (2023年3月31日現在)

下記商品の販売

制御機器	(プログラマブルコントローラ・操作表示器・画像処理装置・センサー・リレー)
産業機器	(産業用ロボット・溶接機・受配電設備・空調設備機器・機械設備)
計測機器	(電子計測器・工業計器・現場測定器・記録装置・恒温槽)
電源機器	(安定化電源・無停電電源・電子負荷装置・特殊電源)
実装機器	(チップマウンター・リフロー炉・基板検査装置)

**(6) 企業集団の主要拠点等** (2023年3月31日現在)

- ① 本社 愛知県名古屋市中村区亀島二丁目13番8号  
 ② 支店等

名称	区分	所在地
豊田支店	支店	愛知県知立市
エンジニアリング事業本部	工場	愛知県知立市
東京支店	支店	神奈川県横浜市港北区
名電エンジニアリング株式会社	子会社	愛知県北名古屋市
エム・ディーマシナリー株式会社	子会社	愛知県名古屋市市中川区
MEIJI CORPORATION	子会社	米国イリノイ州
MEIJI UK LTD.	子会社	英国バーミンガム市
Meiji (Thailand) Co.,Ltd.	子会社	タイ王国バンコク市
明治電機商業（上海）有限公司	子会社	中国上海市

**(7) 使用人の状況** (2023年3月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
698名	増減なし

(注) 使用人数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、臨時使用人は含まれておりません。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
532名	1名減	40.9歳	17.1年

(注) 使用人数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、臨時使用人は含まれておりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

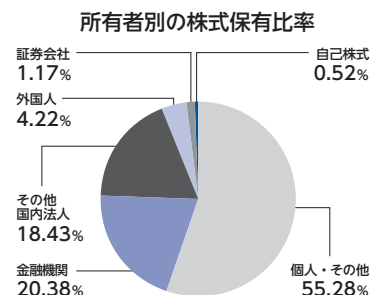
借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,200,000千円
株式会社みずほ銀行	350,000
株式会社八十二銀行	300,000
株式会社福岡銀行	300,000
三井住友信託銀行株式会社	250,000

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- 発行可能株式総数 48,000,000株
- 発行済株式の総数 12,717,120株 (自己株式65,771株を含む)
- 株主数 4,790名 (前期末比105名増)
- 1単元の株式数 100株
- 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
合同会社ワイコーポレーション	1,220,900株	9.65%
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	877,900株	6.93%
株式会社三菱UFJ銀行	489,200株	3.86%
明治電機工業従業員持株会	488,700株	3.86%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	470,200株	3.71%
林 正 弘	361,000株	2.85%
吉 田 年 章	360,000株	2.84%
オムロン株式会社	320,000株	2.52%
三井住友信託銀行株式会社	300,000株	2.37%
安 井 博 子	295,000株	2.33%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 4 会社役員の状況

#### (1) 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	林 正 弘	
代表取締役社長	杉 脇 弘 基	
代表取締役専務	舟 橋 範	企画管理本部長
取締役	佐 合 俊 治	第1営業本部長
取締役(監査等委員・常勤)	足 立 秀 一	
取締役(監査等委員)	奥 野 信 宏	公益財団法人名古屋まちづくり公社上席顧問 名古屋都市センター所長 株式会社名古屋証券取引所社外取締役
取締役(監査等委員)	成 田 龍 一	成田龍一法律事務所代表弁護士
取締役(監査等委員)	鬼 頭 肇	鬼頭肇税理士事務所税理士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)奥野信宏氏、成田龍一氏及び鬼頭肇氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役(監査等委員)奥野信宏氏、成田龍一氏及び鬼頭肇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)鬼頭肇氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査等委員会の監督及び監査機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、足立秀一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員並びに当社子会社の設立国の法律によりこれら同様の地位にある者をいい、既に退任している者及び保険契約期間中に新たに選任された者を含みます。なお、保険料については当社が全額負担しております。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

### (4) 取締役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」において同じ。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

#### イ. 方針の決定の方法

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、独立社外取締役3名からなる指名・報酬委員会に諮問し、そこでの審議・答申を経て、取締役会の決議で決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

#### ロ. 報酬等決定の基本方針

「信頼 すべては人から始まる お客様と共に 従業員と共に 社会と共に」という経営理念のもと、取締役は当社の持続的成長と企業価値の向上を図るために中心的な役割を果たすことから、取締役の報酬等について、以下の方針に基づき決定しております。

- a. 優れた人材を確保・維持し、取締役として期待される役割を十分に発揮できる水準を確保すること
- b. 会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置いた報酬体系とすること
- c. 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たすことができる、透明性、公正性の高い報酬体系とすること



## ハ. 報酬体系

上記報酬等決定の基本方針に基づき、取締役の報酬等は、固定給与である基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成されるものとしております。なお、監査等委員である取締役の報酬等は、職務の性質上、固定給与である基本報酬のみとなっております。

### a. 固定給与である基本報酬

各取締役の職位に応じて、経営環境、世間水準及び従業員給与等のバランスを考慮して報酬額を決定しております。

### b. 業績連動報酬

取締役は、経営者として当事業年度の最終利益に対して責任を持つことから、親会社株主に帰属する当期純利益額を算定指標として一定の係数を乗じ、総額100,000千円を限度として、役位による配分ウェイトに基づき報酬額を決定しております。

なお、支給対象となる取締役は、法人税法第34条第1項第3号に定める業務執行役員であり、業務執行役員でない取締役（社外取締役を含む。）を含みません。

### c. 譲渡制限付株式報酬

取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるといった目的を踏まえて、年額50,000千円以内で、取締役会が具体的な支給時期及び配分を決定することとしております。

なお、対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しており、取締役の地位の退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合には当該株式の譲渡制限が解除されますが、その他の場合は当社が無償取得するものとしております。

### d. 上記報酬の構成比率

各報酬の構成比率は、報酬等決定の基本方針に基づき、役位に応じて決定しております。

固定給与である基本報酬	業績連動報酬
(40%)	(60%)

(注) 1. 業績連動報酬における業績達成度が上限である場合のおよその目安となります。

2. 譲渡制限付株式報酬については、制度目的に照らし、取締役の株式保有状況等に鑑みて支給及び配分を決定するため、除外しております。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く。)	166,620	90,000	76,620	—	4
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。)	15,600	15,600	—	—	1
社外役員 (監査等委員)	16,200	16,200	—	—	3
合 計	198,420	121,800	76,620	—	8

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益額であり、その実績は、「連結計算書類 連結損益計算書」(25頁)に掲載のとおりであります。当該指標を選択した理由及び算定方法につきましては、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」(20頁)に掲載のとおりであります。  
また、業績連動報酬につきましては、2022年6月24日開催の取締役会において、当社の取締役(監査等委員を除く。)に支給することを決議しております。
3. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第60回定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、3名です。  
また、上記とは別枠で、取締役(監査等委員を除く。)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬限度額として、2019年6月25日開催の第63回定時株主総会において年額50,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、3名です。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第60回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役(監査等委員)の員数は、4名です。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	当 社 と の 関 係
取締役 (監査等委員)	奥野信宏	公益財団法人名古屋まちづくり公社上席顧問 名古屋都市センター所長 株式会社名古屋証券取引所社外取締役	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	成田龍一	成田龍一法律事務所代表弁護士	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	鬼頭肇	鬼頭肇税理士事務所税理士	特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	奥野信宏	取締役会に17回中15回出席しております。また、監査等委員会に14回中12回出席しております。取締役会及び監査等委員会においては、経済学に関する広汎かつ専門的な知識と産官学界にわたる深い造詣等に基づいて、当社の経営に幅広い見地から助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に1回中1回出席しております。指名・報酬委員会においては、当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定過程において、客観的・中立的な立場で監督機能を果たしております。
取締役 (監査等委員)	成田龍一	取締役会に17回中17回出席しております。また、監査等委員会に14回中14回出席しております。取締役会及び監査等委員会においては、弁護士として培われた豊富な経験と幅広い知識から、主としてコンプライアンスを確保するための助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会に1回中1回出席しております。指名・報酬委員会においては、当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定過程において、客観的・中立的な立場で主導的に監督機能を果たしております。
取締役 (監査等委員)	鬼頭肇	取締役会に17回中17回出席しております。また、監査等委員会に14回中14回出席しております。取締役会及び監査等委員会においては、税理士として培われた豊富な経験と幅広い知識から、主として経営管理の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に1回中1回出席しております。指名・報酬委員会においては、当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定過程において、客観的・中立的な立場で監督機能を果たしております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等の適切性・妥当性について検証を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項・第3項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

具体的には、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から会計監査人が監査を遂行するに不十分と判断した場合には、会計監査人を不再任といたします。

## 6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置づけ、連結配当性向30%を目処として将来の持続的成長に必要な内部留保の充実を図りながら、配当を行うことを基本方針としております。

なお、当社は会社法第459条に基づき、剰余金の配当等については「取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする」旨を定款に定めております。

上記基本方針に基づき、当社の当期末の配当金は1株当たり32円といたしました。これにより、中間配当の1株当たり20円と合わせた年間配当金は1株当たり52円となります。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第67期 2023年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>43,040,171</b>
現金及び預金	4,875,795
受取手形及び売掛金	19,927,577
電子記録債権	9,823,015
商品及び製品	6,448,144
仕掛品	1,025,611
原材料及び貯蔵品	63,494
その他	940,062
貸倒引当金	△63,530
<b>固定資産</b>	<b>8,310,989</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,168,923</b>
建物及び構築物	2,299,715
機械装置及び運搬具	63,650
土地	1,523,466
建設仮勘定	64,218
その他	217,873
<b>無形固定資産</b>	<b>590,600</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,551,464</b>
投資有価証券	3,001,257
退職給付に係る資産	323,418
繰延税金資産	17,436
その他	221,219
貸倒引当金	△11,866
<b>資産合計</b>	<b>51,351,160</b>

科目	第67期 2023年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>21,425,575</b>
支払手形及び買掛金	10,302,900
電子記録債務	5,911,011
短期借入金	2,496,297
未払法人税等	557,559
賞与引当金	559,466
役員賞与引当金	4,300
その他	1,594,038
<b>固定負債</b>	<b>514,116</b>
繰延税金負債	449,009
役員退職慰労引当金	3,550
その他	61,556
<b>負債合計</b>	<b>21,939,691</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>27,351,362</b>
資本金	1,624,866
資本剰余金	1,957,909
利益剰余金	23,801,342
自己株式	△32,756
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,829,459</b>
その他有価証券評価差額金	1,469,730
為替換算調整勘定	256,588
退職給付に係る調整累計額	103,140
<b>非支配株主持分</b>	<b>230,647</b>
<b>純資産合計</b>	<b>29,411,469</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>51,351,160</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第67期
	2022年4月1日から 2023年3月31日まで
売上高	70,947,149
売上原価	60,692,789
売上総利益	10,254,359
販売費及び一般管理費	7,529,914
営業利益	2,724,444
営業外収益	338,979
受取利息	4,794
受取配当金	83,450
仕入割引	158,332
為替差益	53,912
助成金収入	9,912
その他	28,576
営業外費用	12,884
支払利息	11,149
その他	1,735
経常利益	3,050,538
特別利益	120,539
固定資産売却益	117,883
その他	2,656
特別損失	45,670
固定資産除却損	45,670
税金等調整前当期純利益	3,125,407
法人税、住民税及び事業税	927,939
法人税等調整額	△7,381
当期純利益	2,204,849
非支配株主に帰属する当期純利益	13,257
親会社株主に帰属する当期純利益	2,191,591

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：千円)

科目	第67期 2023年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>37,985,559</b>
現金及び預金	2,516,343
受取手形	332,833
電子記録債権	9,749,090
売掛金	18,210,629
商品及び製品	5,886,117
仕掛品	598,984
原材料及び貯蔵品	39,763
前渡金	147,656
前払費用	33,336
その他	494,286
貸倒引当金	△23,482
<b>固定資産</b>	<b>8,515,563</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,005,203</b>
建物	2,178,828
構築物	116,938
機械及び装置	14,345
車両運搬具	6,018
工具、器具及び備品	101,749
土地	1,523,466
建設仮勘定	63,855
<b>無形固定資産</b>	<b>542,378</b>
借地権	21,601
ソフトウェア	502,547
その他	18,229
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,967,981</b>
投資有価証券	2,933,611
関係会社株式	615,883
関係会社出資金	41,510
前払年金費用	180,345
その他	208,496
貸倒引当金	△11,866
<b>資産合計</b>	<b>46,501,122</b>

科目	第67期 2023年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>20,323,531</b>
支払手形	327,705
電子記録債務	5,911,011
買掛金	9,626,811
短期借入金	2,400,000
未払金	282,922
未払費用	313,115
未払法人税等	504,615
預り金	39,473
賞与引当金	525,000
その他	392,873
<b>固定負債</b>	<b>377,279</b>
繰延税金負債	373,729
役員退職慰労引当金	3,550
<b>負債合計</b>	<b>20,700,810</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>24,330,293</b>
<b>資本金</b>	<b>1,624,866</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>1,957,909</b>
資本準備金	1,685,038
その他資本剰余金	272,870
<b>利益剰余金</b>	<b>20,780,273</b>
利益準備金	93,169
その他利益剰余金	20,687,103
別途積立金	7,800,000
繰越利益剰余金	12,887,103
<b>自己株式</b>	<b>△32,756</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,470,019</b>
その他有価証券評価差額金	1,469,730
繰延ヘッジ損益	288
<b>純資産合計</b>	<b>25,800,312</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>46,501,122</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(単位：千円)

科目	第67期
	2022年4月1日から 2023年3月31日まで
売上高	64,141,610
売上原価	55,827,715
売上総利益	8,313,895
販売費及び一般管理費	5,922,727
営業利益	2,391,167
営業外収益	437,336
受取利息	345
受取配当金	203,818
仕入割引	155,185
為替差益	52,432
その他	25,553
営業外費用	5,384
支払利息	4,714
コミットメントフィー	663
その他	6
経常利益	2,823,119
特別利益	112,053
固定資産売却益	109,397
その他	2,656
特別損失	45,392
固定資産除却損	45,392
税引前当期純利益	2,889,780
法人税、住民税及び事業税	810,894
法人税等調整額	△7,663
当期純利益	2,086,548

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

明治電機工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 中村 哲也  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 金原 正英  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明治電機工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治電機工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

明治電機工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 中村 哲也  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 金原 正英  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明治電機工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

明治電機工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 足立 秀一 ㊟

監査等委員 奥野 信宏 ㊟

監査等委員 成田 龍一 ㊟

監査等委員 鬼頭 肇 ㊟

(注) 監査等委員奥野信宏、成田龍一及び鬼頭肇は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上



# トピックス

## 野村IR資産運用フェア2023に出展しました

2023年1月、当社は個人投資家向け野村IR資産運用フェア2023に出展しました。本IRフェアは、オンラインでの開催で、当社社長の杉脇弘基による会社説明の動画、各種IR資料などを掲載しました。動画や資料は、当社のホームページとYoutubeで閲覧できますので、ぜひご覧ください。

<明治電機ホームページ>

野村IR資産運用フェア2023

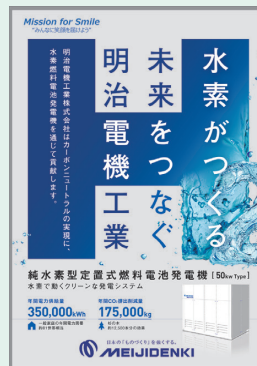
個人投資家向け会社説明動画・資料



## 新幹線名古屋駅に広告を掲出しました

新幹線「名古屋駅」南改札内に広告を掲出いたしました。新幹線をご利用の際は、ぜひご覧ください。

掲出期間：2023年4月24日～2024年4月30日



## トヨタヴェルブリッツとパートナー契約を結びました

当社は、トヨタ自動車株式会社ラグビーチーム「トヨタヴェルブリッツ」とパートナー契約を結びました。トヨタヴェルブリッツの活躍を応援し、今後もスポーツを通じて地域社会に貢献してまいります。



# 株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで  
定時株主総会 毎年6月  
定時株主総会の基準日 毎年3月31日  
期末配当の基準日 毎年3月31日  
中間配当の基準日 毎年9月30日  
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社  
同事務取扱場所 名古屋市中区栄三丁目15番33号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(電話照会先)

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)  
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

公告の方法

電子公告の方法により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

公告掲載URL

<https://www.meijidenki.co.jp/>

単元株式数

100株

上場証券取引所

東京証券取引所 プライム市場

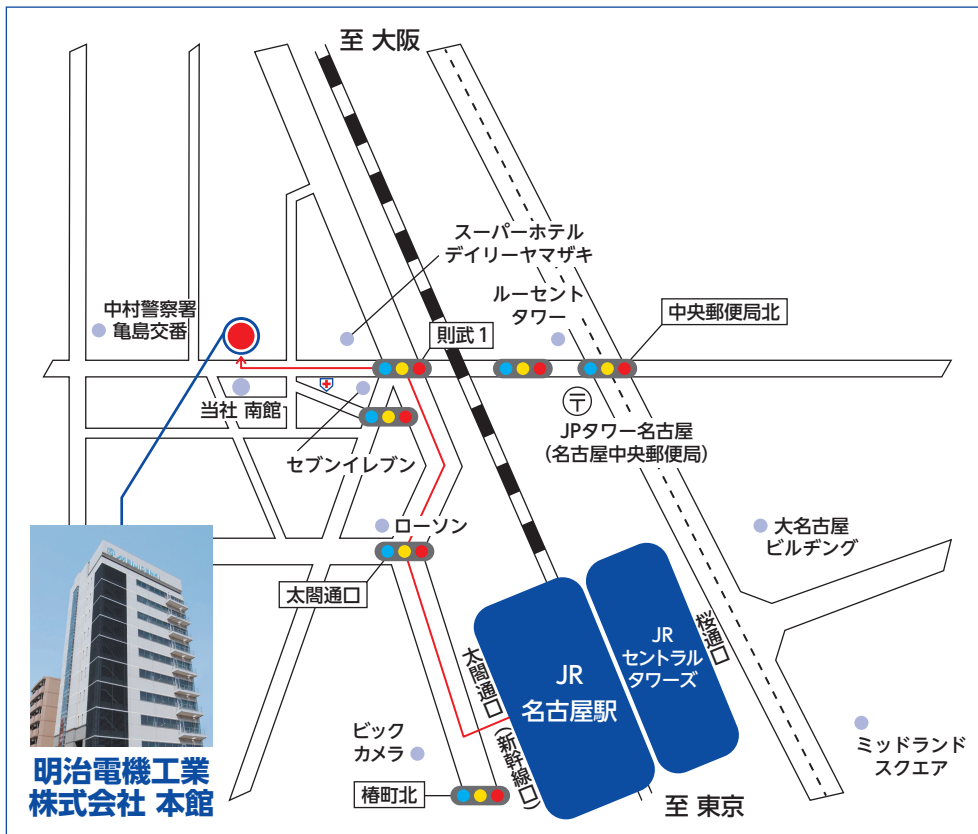
- 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について  
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。  
なお、証券会社に口座がないため特別口座を開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- 未払配当金の支払について  
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

# 株主総会 会場ご案内図

**会場** 明治電機工業株式会社 本社（本館地下1階明治ホール）

名古屋市中村区亀島二丁目13番8号

Tel 052-451-7661（代）



●JR名古屋駅太閤通口（新幹線口）より北西へ徒歩約10分です。

（注） 駐車場は手狭なため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。